

市史編さんだより 第11号

発行 令和3年10月15日

《古写真を読む》吉川町有安の百石踊りひやくこくおど (豊年踊り)ほうねん



写真1 百石踊り

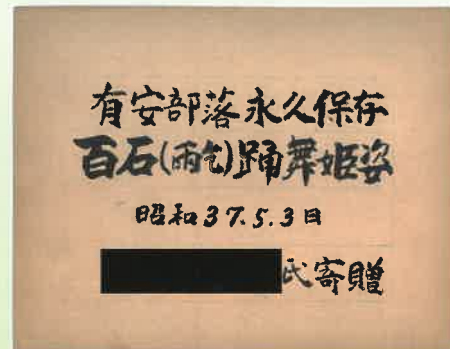


写真3 写真台紙表紙



写真4 メモ書き

この古写真(写真1)は、令和3年9月8日の有安公民館での史料調査の際に見出されました。写真に写る人物たちが着用している前掛け(写真2)も同公民館に保管されているのが確認できました。

写真を綴じている紙には表題(写真3)があり、古写真の人物は「百石(雨乞い)踊り」の「舞姫姿」であることがわかります。写真を綴じている紙の裏側にはメモがあり(写真4)、赤鉛筆で「明治六年/同十六年/大正二年八月/大正十三年八月十八日/宮上り/雨請おどり」と記載されています。『吉川町

誌』(1970)の「記録にある異変災害」の年表と、上記の赤鉛筆で書かれた時期を照合すると、大正13年(1924)の6~8月にわたって稲が枯死するほどの大干ばつがあったことが確認できました。『兵庫県民俗芸能誌』(1977)の「吉川各村の百石踊り」の章では、「太鼓打」が2人、「羯鼓打」(羯鼓: 雅楽に使われる鼓の一種)が2、3人、「踊子」が人数不定とあります。この「踊子」について、「女装、前掛け、白足袋、浅葱の手甲を着用、菅笠の廻りに水色の布をさげ顔をかくす」とあり、写真1の人物の姿に一致します。

昭和46年(1971)に「有安無形文化財保護委員会」というグループが「豊年踊り歌集」という小冊子を発行しています(有安地区所蔵)。その冒頭に「豊年踊」(百石踊とも言ふ、雨乞祈禱に用ゆ)と記されているように、有安地区では百石踊りが「豊年踊り」とも呼ばれていたことがわかります。冊子には、「橋掛り」「一、入葉踊り」「二、神楽踊り」「三、小妻踊り」「四、有馬踊り」「五、大和踊り」「六、小歌踊り」というタイトルの一連の歌詞が記載されています。今のところ、どのような節で、どのように踊られたかはわかりませんが、今後の資料の発見が期待されます。(小澤・木村)



写真2 現存する前掛け

ほうた ほうかいじ りょうちしゅいんじょう
《市史の窓》 別所東這田・法界寺の領知朱印状

江戸時代、徳川家歴代将軍から領知朱印状を下された寺社は、三木市内に9ヶ所ありました。別所の東這田地区にある法界寺も朱印寺院の一つでした。朱印状を発給（発行）されるということは、寺社であっても文面に記された石高こくだかの分については領主となることを意味しています。また、寺社の場合、石高の拝領とともに、山林竹木や諸役の免許（免除）も文言に加わることがあります。

ここでは、法界寺に下された朱印状のうち最も古い慶安元年（1648）8月17日付、三代将軍徳川家光とくがわいえみつ発給のものを紹介しましょう（写真）。

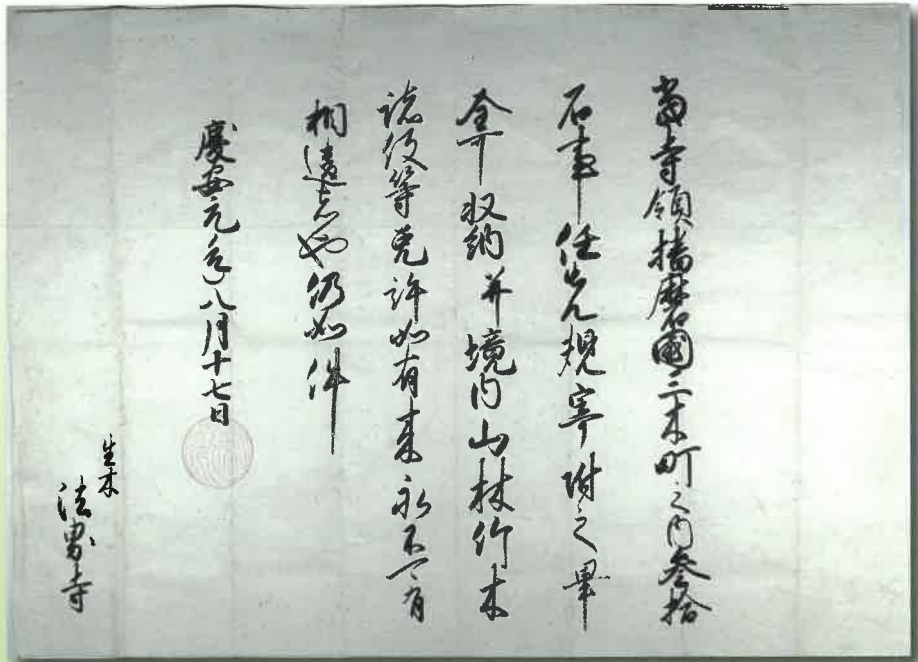


写真 慶安元年、法界寺宛徳川家光領知朱印状

【翻刻】

当寺領播磨国三木町之内參拾石事、任先規寄附之畢、全可收納、并境内山林竹木・諸役等免許如有來永不可有相違者也、仍如件

慶安元年八月十七日（朱印「家光」）

生本
法界寺

【現代語訳例】

法界寺の寺領である播磨国三木町にある30石を、前例にまかせて（改めて）寄付した。すべて受け取り（支配するようにし）なさい。また、境内の山林竹木（に対して賦課される年貢）や（寺僧や門前百姓に賦課される）雑税なども免除することはこれまでどおりで間違いはない。以上記載の通りである。

文面にみえるように法界寺は、石高30石と境内の山林竹木と諸役が免除されています。この石高は、天正8年（1580）の三木城陥落後、城主別所長治の遺骸べっしょながはるを当寺に葬ったことにより、後に豊臣秀吉から長治への香華料として境内地とともに寄進された30石とよとみひでよしに由来しています。その後、明石藩主小笠原忠政からも30石が領分として認められており、そうした実績を経て慶安年間の徳川家からの朱印状発給となったとみられます。

ただこの30石は東這田村ではなく、三木町の内にあてがわれていました。なぜ三木町内にあてがわれたのかは不明ですが、飛地のように他村内にあてがわれること自体は珍しいことではありませんでした。法界

寺の寺領は、三木町のうちの大塚町にありました。江戸時代中期の大塚町の絵図（小谷正雄編『大塚』1982年所載）によれば、現在の大塚1丁目の南側に「地獄谷池」という古い溜池がありますが、その池と現在の君が峰町に挟まれた一帯が法界寺の「寺領畑」でした。この大塚町内の寺領からどのように年貢収入を得ていたかは今後の課題です。

境内の山林竹木の免許とは、山林竹木を所有していることに対して賦課される山年貢などが免除されることを指し、諸役の免許も、門前の僧や百姓に対し人夫役などの雑税が領主から賦課されないという大きな特権を持つこととなります。

江戸時代の寺院にとってたいへん重要な意味をもっていた領知朱印状は、明治維新後、新政府によって収公されてしまい、これまでの特権も全て失います。そのため地域の寺社には朱印状の現物が残っていないのが普通ですが、何らかの事情で法界寺にはこの朱印状の現物が残されました。明治新政府が収公した朱印状は、皇居の火災などで大部分が焼失しており、現在は焼失をまめがれた一部が東京の国立公文書館に残されています。法界寺には、かつては存在したらしい4代将軍家綱いえつな発給の朱印状のみ行方不明となっていますが、家光から家茂までの9代分の朱印状と、明石藩主小笠原忠政おがさわらただまさの判物（印判ではなく花押が付されたもの）が現存しています。寺に残されたことにより焼失せずに済んだこれらの朱印状は、地域にとってたいへん貴重な史料といえるでしょう。（木村）

市史編さん室が行う「調査」とは？～くゆうもんじょ区有文書調査 その1

市史を書くためには何も材料のないところからはじめることはできません。かならず準備作業としての資料の地道な収集・調査が欠かせないのです。これから何回かにわたって、私たちが行っている様々な「調査」の実際について紹介していきます。

* * *

今回は「区有文書」調査の概要について述べていきます。区有文書とは、江戸時代以来の村の系譜を引く自治会などの団体が作成・保管している文書です。区有文書には、大きくわけて二つのタイプがあり



写真1 T地区の区長宅で保管される区有文書

ります。一つは時の区長が持ち廻りで管理するもの、もう一つは、地区の公民館などに保管されているものです。明治・大正の昔から後者のような保管の形をとる地区もあったかもしれませんが、前者の形が長らく取られ、やがて公民館などに保管する形に変更するというケースが多いようです。

今なお区長持ち廻りを維持している地区はかなり少なくなりました。区長持ち廻りを実施している地区でも、実際持ち廻りするものは比較的最近の書類のみで、古くから蓄積されてきた書類などは公民館などに別置する場合があります。

区長の持ち廻りで管理している場合には、区長交代の際にどのようなものが引き継がれるかのリストが作成されることが多いです。時には明治時代に始まった引き継ぎの慣習が近年に至るまでなされてきた場合もあります。区長持ち廻りの実際については、



写真2 H地区公民館に保管される区有文書

次回以降にあらためて述べたいと思います。区有文書が公民館に保管されれば、持ち運びすること



写真3 区長も知らなかった公民館の押し入れの中のS区有文書

によって生じるかもしれない書類の傷みや消失を防ぐことはできますが、地区の構成員の方々の区有文書への意識が薄れてしまう可能性もあります。実際、現職の区長さんが、公民館の押し入れの奥に古い区有文書が保管されていたことをご存じなかったケースもしばしばありました。

そもそも区有文書にどのようなものが含まれているかをご存知でないことが多いですが、それも仕方のないことかもしれません。戦前の書類は、和紙に



写真4 O地区公民館別棟の物置倉庫に置かれていた区有文書（矢印）

筆で墨書きされているものが多く、文字もくずし字で書かれ今の人にはなかなか読めなくなっています。

私たちの調査では、そういった区有文書の所在確認をし、地区の許可をいただけたら借用し、整理目録を作成します。そして1点1点カメラで撮影したあと、簡単な概要書とともにお返しします。

返却にあたっては、可能な限り多くの地区の方々に前に内容についての説明会を行うことを目指しますが、残念ながらここ2年ほどはコロナ禍で開催できませんでした。(続く)

(木村)

市史の調査から… (6)

市史編さん室が調査した市域の史料群の一部を紹介します。

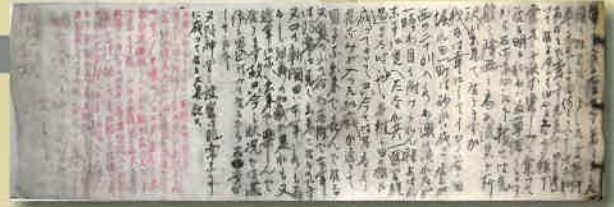
細川垂穂・稲見家文書

地名：三木市細川町垂穂（旧美囊郡鍛冶分村／細川村垂穂）

点数：86点（目録件数）

年代：文政9年(1826)～昭和21年(1946)

内容等：本文書群には、明治初年から昭和期に至る家経営に関わる史料のほか、近世後期から戦前期に至るまでの「天王講」「稲荷講」の関連文書、戦時期の書簡や弔辞が多く残っています。垂穂村における近代の農村家庭の生活や、戦時期の銃後のようすがうかがい知れる文書群です。



編さん室トピックアップ

地域編「細川部会」の発足

令和3年8月3日、細川町公民館にて、新たに発足した地域編「細川部会」の第1回部会が開催されました。部会長に常深邦晃さんが選任されたあと、発刊までのスケジュール案の確認、章立て案の検討、地区調べアンケートの項目をめぐって議論がなされました。「細川部会」の皆様には、新三木市史地域編『細川の歴史』の刊行（令和5年度末刊行予定）をめざし、市史編さん室をまじえた協議や史料収集、執筆などに取り組んでいただきます。住民の皆様におかれましても「細川部会」の活動へのご理解と積極的なご協力をお願いいたします。

研究紀要「市史研究みき」第6号の発行

令和3年9月30日付で、研究紀要『市史研究みき』第6号を発行いたしました。本号では、豊臣秀吉

時代美囊郡内に領知を持っていた木下延俊をめぐる塚本史晃さんの論考、吉川町出身の画家衣笠木荘の画業をたどった橋本寛子さんの論考、美囊川「六ヶ井堰」をめぐる水争いについての宮田逸民さんの研究、郷土史家の故松村義臣さんの業績目録をとりまとめた進藤輝司さん

の資料紹介、三木本町黒田清右衛門商店の先祖「三代目作屋清右衛門」画像についての伊賀なほ彖さんの研究、江戸時代後期に広野の街道上で発生した殺人事件をめぐる史料の紹介も掲載しました。研究紀要は、みき歴史資料館や三木市史編さん室などで販売しています（頒価500円）。詳しくは市史編さん室まで。



三木の古い資料や写真の情報をお寄せください！

- ◆ くずした文字で書かれた帳面や一枚ものの文書などの古文書
- ◆ 和紙に書かれた冊子などの古い本
- ◆ 明治・大正・昭和の古いノートや記録（日記・手紙など）
- ◆ 三木市域の古い写真、絵画、映像など
- ◆ 自治会などの団体、地域でのグループ活動などの記録や資料
- ◆ 古いふすまや屏風（古文書が、下張りに使われていることがよくあります）

皆さんのお近くにある古い記録類は、地域の歴史を物語る大切な歴史遺産です。上記のような資料の情報をお持ちの方は、ぜひ市史編さん室までご一報ください！

市史編さんだより 第11号（令和3年10月15日発行）

編集発行：三木市総務部 市史編さん室

連絡先：〒673-0432 兵庫県三木市上の丸町4-5 みき歴史資料館2階 電話 0794-83-1120 / FAX 0794-83-1190

ホームページURL：https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/9/